

長建国保へ新規加入される組合員の皆さまへ

組合員の方が長建国保の資格を新規取得される場合、建設業従事者していることの証明書類の提出が必要になります。以下の書類例をご確認いただき、必ず長建国保資格取得届にと一緒に組合までご提出下さい。

不明点等ございましたら、組合窓口までお問合せ下さい。

<建設業従事者としての証明書類例>

仕事形態	証明書類例（発行日が平成24年11月2日以降、または25年11月1日時点で有効期限の範囲内のもの）間違いなく建設業従事者と判断できる書類が条件です。
事業主 一人親方	<p>① 建設業許可業者の通知書</p> <p>② 直近の所得税確定申告書Bの第2表（建設業者の屋号が印字されたもの。または第1表（ただし、職業欄に建設業種が記載されたもので金額欄は黒塗り）</p> <p>③ 直近の税務署への届出書類で建設業と判断できるもの</p> <p>④ 組合以外で加入している労災保険の加入証明書（建設業種の労災保険とわかるもの）・建退共の手帳</p> <p>⑤ 電気工事業者登録証</p> <p>⑥ 建築士事務所登録証</p> <p>⑦ 解体工事業者登録証</p> <p>⑧ 労働保険関係成立届</p> <p>⑨ 会社登記簿謄本・履歴事項全部証明書</p> <p>⑩ 商業登記証明書</p> <p>⑪ 増改築相談員登録証</p> <p>⑫ 市町村が発行する指定工事店証、など。</p> <p>⑬ 直近の所得税確定申告書Aの第2表で「給与の支払者の氏名・名称欄」に建設業者であることがわかる会社名が入っているもの</p> <p>⑭ 直近の給与明細書・源泉徴収票（建設業従事者と判断できるもの）など</p> <p>※個人（一人親方等）で仕事をしていて⑬⑭の書類に法人からの支払いがあった場合に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none">●雇用保険加入者は、該当法人と2か月以内の短期雇用契約であることを証する雇用契約書と過去1年間の出勤簿（労働日数・労働時間が確認できるもの）●雇用保険未加入者は、ハローワーク発行の過去5年間の雇用保険被保険者台帳（当該者が記載されていないもの）
従業員	事業主による証明書類提出があれば、従業員の提出は不要 ※事業主が長建国保に未加入の場合は証明書類が必要

長野建設産業労働組合

長野市鶴賀字河原298-1

TEL：026-226-3037

FAX：026-227-9813